

平成 20 年（ワ）第 4874 号 侵害差止請求事件

原告 江崎 徹 志

被告 黒 薮 哲 哉

求釈明申立書

平成 20 年 4 月 7 日

東京地方裁判所民事第 29 部 C 係 御中

被告訴訟代理人弁護士	馬奈木 昭 雄
同	江 上 武 幸
同	市 橋 康 之
同	大 西 啓 文
同	椛 島 隆
同	紫 藤 拓 也
同	高 峰 真
同	迫 田 登紀子
同	岩 元 理 恵

第 1 申立に及んだ理由

原告は、その主張をするにあたり、原告が被告に送付した 2007 年 12 月 21 日付催告書（甲 3、以下「本件催告書」という）が著作物であることを当然の前提として論じ、その著作物性については、何らの主張もしておらず、また証拠も提出していない。

しかしながら、本件訴訟が成り立つためには、本件催告書が「著作物」といえるものでなければならないことは言うまでもない。

著作物であることが認められるためには、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」（著作権法 2 条 1 項 1 号）であることが必要である。そこでは、①「思想又は感情」の表現であること、②表現の

創作性が認められること、③表現が文芸・学術・美術・音楽の範囲に属することが要件とされている。

しかしながら、以下のとおり、本件催告書は、上記①ないし③のいずれの要件も欠いていると考えられる。

本件催告書は、単に回答書の掲載中止を求めているものにすぎず、原告の意思を相手方に伝える意味しか持ち合わせていない。そして、本件催告書の表現は、業務を遂行する上で通常用いられるものを通常の表現で用いたにすぎない。つまり、本件催告書は、原告の意思を被告に伝達するための文書にすぎず、そこには、何らの思想も表白されていないのである。このように、本件催告書は、①「思想又は感情」の表現とは認められないと考えられるのである。

また、②表現の創作性も認めることはできないと思われる。表現の創作性が認められるためには、表現に著作者の何らかの個性が認められることが必要とされる。しかしながら、本件催告書の表現は、一般の同種の文書に用いられる平凡かつありふれた表現を用いているのみであり、そこには何らの著作者の個性も現れていない。

さらに、表現が③文芸・学術・美術・音楽の範囲に属するものであるかも疑義がある。本件催告書は、上述したように、単に原告の意思を被告に伝達するものであり、文芸・学術・美術・音楽に代表される知的・文化的概念に包摂されるような性質のものとは思われない。

このように、本件催告書は、著作物たりうる要件をいずれも欠いていると考えられるのである。

そもそも、本件催告書の著作物性につき、主張立証責任を負うのは、原告である。

もし、原告が下記求釈明事項に対して、説得的に答えることができないのであれば、それは、端的に、原告が本件催告書の著作物性について主張立証責任を果たさなかったことを意味するのであり、直ちに本件訴訟は、棄却されるべきものである。

そこで、上記事件について、被告は、以下のとおりの釈明をさ

れたく、本申立に及んだものである。

第2 求釈明事項

- 1 本件催告書につき、「思想又は感情」の表現がされていると考えるのは、具体的にどの部分か。
- 2 1につき、当該部分が、「思想又は感情」の表現であるとする根拠は何か。
- 3 本件催告書につき、表現の創作性が認められるのは、具体的にどの部分か。
- 4 3につき、当該部分が、表現の創作性を有すると考える根拠は何か。
- 5 本件催告書は、原告の意思を被告に伝達する意味しか持ち合わせないものであるが、そのような文書が文芸・学術・美術・音楽に代表される知的・文化的概念の範囲に属すると考える根拠は何か。

以 上